令和2年第12回

美里町農業委員会定例総会議事録

第12回美里町農業委員会定例総会

- 1 開催日 令和2年12月25日(金)午後1時28分から午後2時20分
- 2 開催場所 美里町役場南郷庁舎2階 多目的ホール
- 3 出席委員(16名)

1番 小野 保裕2番 後藤 幸太郎3番 大崎 幸信4番 我妻 卓美5番 古内 世紀6番 久道 雄悦7番 大友 重善8番 佐々木幸一郎9番 佐々木 裕一10番 遊佐 恭一11番 柴山 真二12番 尾形 司13番 鈴木 幸博14番 福田 なほ子15番 邉見 勝寿

- 16番 伊藤 惠子
- 4 欠席委員(なし)
- 5 報告事項
 - 1. 農家相談日について
 - 2. 使用貸借権の合意解約について
 - 3. 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
 - 4. 利用権設定の合意解約による通知について
 - 5. 農用地の形状変更届出について
 - 6. 非農地証明願について
- 6 議 事
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
 - 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
 - 第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について
 - 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
 - 第5号議案 美里農業振興地域整備計画の変更について
- 7 その他連絡・報告事項
 - 1. 令和2年12月事業報告について
 - 2. 令和3年 1月事業予定について
 - 3. 農業委員会法改正5年後調査について
 - 4. その他
- 8 農業委員会事務局職員(2名)

事務局長 菊地 和則事務局次長 髙橋 博喜

9 会議の概要

事務局

それでは、定刻2分前ですが、ただいまより令和2年第12回美里町農業 委員会総会を開会いたします。

今月総会も、美里町新型コロナウイルス感染症対策本部の方針により、1 1月総会と同様、事務局の朗読は省略させていただきますので、よろしくご 理解とご協力のほどお願いいたします。

また、総会の冒頭での会長挨拶も省略しますので、重ねてご理解とご協力 のほどお願いいたします。

それでは、議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしくお願いします。

議長

それでは、これより令和2年第12回美里町農業委員会総会を開催いたします。

議長

本日の出席委員は16名であります。農業委員会に関する法律第27条第 3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。

議長

次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条第1項の規定により、議長よりお二人を指名いたします。5番古内世紀委員、6番人道雄悦委員のお二人にお願いいたします。

議長

それでは、報告事項に入ります。

農家相談日について、12月4日と12日18日に農家相談を行っておりますので、最初に12月4日の担当委員より報告願います。

遊佐恭一委員

それでは12月4日の農家相談日について報告します。当日は南郷庁舎202会議室において伊藤会長、佐々木裕一委員、私遊佐の3人で対応しましたが、相談はありませんでした。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

続きまして、12月18日の担当委員より報告願います。

尾形 司委員

それでは、12月18日について報告します。12月18日も南郷庁舎202会議室で行われました。伊藤会長、大友重善委員、そして私尾形司の3名で対応いたしましたが、相談件数はありませんでした。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

続きまして、報告事項2番、使用貸借権の合意解約について、報告事項3番、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告事項4番、利用権設定の合意解約による通知について、既に皆さんには総会資料をお配りしておりますので、一読されたと思いますので、先ほどの事務局長の開会宣言の中にもありましたように、美里町新型コロナウイルス感染症対策本部の方針により、事務局の朗読は省略させていただきます。

なお、報告事項2番から報告事項4番について、不明な点があれば説明い たします。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、続きまして、報告事項5番、農用地の形状変更届出について、報告事項2番、報告事項3番、報告事項4番同様、事務局による朗読は省略しますが、12月15日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

大﨑幸信委員

それでは報告します。今月の農地調査委員

会は、我妻卓美委員長が所用のため5番古内世紀委員と交代し、副委員長である私大崎と、邉見会長職務代理者、伊藤会長、事務局から髙橋次長の計5名により、現地調査をしました。形状変更についての番号18について、現地は●●地区の●●に位置しており、届出のあった農地は165平方メートルで、調査時点では土盛がされている最中でした。完了後は露地野菜の栽培が行われる予定ですので、特に問題はないと確認してきました。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、不明な点があれば再度説

明いたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、続きまして、報告事項6番、非農地証明願について、報告事項5番同様、事務局による朗読は省略しますが、12月15日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

大﨑幸信委員

番号11です。●●地区の●●●に位置しており、地目は畑ですが、畑の一部に所有者の蔵が建っており、非農地化して20年以上経過していることから、現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示いたしました。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

鈴木幸博委員

13番鈴木です。実は私が携わった先月総会、11月総会の非農地証明願の件ですが、今の農地調査委員会の報告にもあったように「速やかに証明書を発行」とありますけれども、15日の農地調査委員会から速やかになのか、総会で諮ってから速やかになのか。多分、以前は15日の農地調査委員会が終わって二、三日で証明書を発行していたと記憶していますが、その辺、事務局の見解をお伺いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

議長

事務局、回答願います。

事務局

休憩お願いします。

議長

休憩します。(13:38)

議長

再開いたします。(13:39)

事務局

13番鈴木幸博委員の質問にお答えいたします。

鈴木委員おっしゃるとおり、以前は15日に調査終わって、二、三日以内に出していた時期がございました。それが現在は、まず総会に報告事項として報告し、その後に証明書を出すということに運用を改善しております。その関係で、以前よりは若干証明書を発行する時期が延びた、ということになりました。現在は、総会後速やかに発行するという運用の改善をしていましたが、委員皆様に十分な説明をしなかったために、農調査委員会の委員長報告と、実際に発行した日とに乖離が生じてしまいました。事務局側の説明不足が招いたことでした。大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

議長

13番鈴木幸博委員、よろしいですか。

鈴木幸博委員

では、農地調査委員会の速やかに発行というのは、今後は総会後速やかに、ということの理解でよろしいですね。

事務局

そのとおりでございます。

鈴木幸博委員

わかりました。ありがとうございました。

議長

その他ございませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、続きまして、議事に入ります。

議長

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題と いたします。

先ほどの報告事項についてと同様、事務局による朗読は省略し、委員皆様には総会資料はお目通しされたと思いますので、第1号議案について、ただいまより審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第1号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、全て 賛成ですので、原案どおり許可といたします。

議長

続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題とい たします。

先ほどの第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について と同様、事務局による朗読は省略し、委員皆様には総会資料はお目通しされ たと思いますので、第2号議案について、番号302番と番号306番を除 いた14件について審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第2号議案、農用地利用集積計画書審議について、番号302番と番号306番を除いた14件について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

続きまして、番号302番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、9番佐々木裕一委員の退席を求めます。

議長

休憩いたします。(13:41)

議長

再開いたします。(13:41)

議長

休憩前に引き続き、議案番号302番について審議をいたします。質疑あ

りませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

番号302番について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩いたします。(13:42)

議長

再開いたします。(13:42)

議長

続きまして、番号306番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、6番久道雄悦委員の退席を求めます。

議長

休憩いたします。(13:43)

議長

再開いたします。(13:43)

議長

休憩前に引き続き、番号306番について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

番号306番について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩いたします。(13:47)

議長

再開いたします。(13:47)

議長

第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、16議案全て賛成で すので、原案どおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長

続きまして、第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条 第3項による意見についてを議題といたします。

先ほどの第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてと同様、事務局による朗読は省略し、委員皆様には総会資料はお目通しされたと思いますので、第3号議案、番号96番について審議いたします。

質疑ございませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による 意見について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による 意見について、許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意 見決定についてを議題といたします。

先ほどの第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見についてと同様、事務局による朗読は省略し、委員皆様には総会資料はお目通しされたと思いますので、12月15日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、番号26番について、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

大﨑幸信委員

それでは報告します。第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての番号26について、現地は●●地区の●●●●に位置しており、譲受人が経営する会社に貸し出す事務所兼倉庫の設置が転用目的となります。申請地北側に水路を挟んだ通路がありますので、メンテナンスのために通行し、パネルの設置には西側隣接地を借り受けて行うとのことです。周辺500メートル以内に●●●小学校、●●●中学校があるため、農地区分は「2つ以上の教育施設から500メートル以内にある農地」に該当することから、第3種農地と判断いたしました。特に問題は見当たらず許可相当と見てきました。

以上であります。

議長

ご苦労さまでした。

農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、番号26番について審議 に入ります。

質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

続きまして、第5号議案、美里農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

また、12月15日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の報告終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

最初に、事務局より説明願います。

事務局

それでは、説明いたします。

皆様のお手元の資料は、第5号議案、美里農業振興地域整備計画の変更に ついての別紙、という資料でご説明いたします。

これにつきましては、●●●●●●●●●●●の計画予定地でございます。約3年にわたり、いろいろ議論されてきましたが、ようやく計画予定地がほぼ固まったということで、今回農業振興地域整備計画の変更が出されました。

場所につきましては、ここに記載してありますとおり所在地は●●●地区の●●●で、筆数は9筆、面積は385.1アール、ヘクタールに換算すると3.851ヘクタールということになります。土地の利用状況につきましては全て田で、用途区分につきましては現在は農用地でございますが、その後は農地転用が可能な用途区分の変更、いわゆる白地にする、という内容でございます。

今後の事務の流れとしましては、この手続きが終わったあとに、農地転用 の手続きとなります。

今回は、農業振興地域の整備計画の変更ということで、町長から意見を求められるものです。簡単でございますが、説明は以上となります。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

大﨑幸信委員

それでは報告します。第5号議案、美里農業振興地域整備計画の変更について、詳細についてはただいま事務局からあったとおりです。申請地は●●●地区の●●●●に位置し、●●●●●●●●●●●●●●●●●の建設予定地になります。全筆が農業振興地域の農用地内にありますので、建設に当たって除外が必要となるので、美里農業振興地域整備計画の変更についての別紙に記載のとおり、この用地選定について各項目で調査されておりますので、特に問題も見当たりませんでした。許可相当と見てまいりました。

以上であります。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。

質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第5号議案、美里農業振興地域整備計画の変更について、賛成の方の挙手 を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第5号議案、美里農業振興地域整備計画の変更について、原案どおり異議なしの意見を付し、美里町長に報告いたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第12回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署名委員 5番

署名委員 6番